

令和3年度 常葉大学・常葉大学短期大学部  
第2回FD・SD研修会（全学共通研修会）報告

|      |   |
|------|---|
| 日 時  | 令和3年6月16日（水） 15時10分～16時30分  |
| 場 所  | 常葉大学静岡草薙キャンパス A201 教室<br>静岡瀬名キャンパス 大会議室<br>静岡水落キャンパス 203 教室、205 教室、206 教室<br>浜松キャンパス トコハホール |
| 講演内容 | (1)著作権法改正に伴う授業における著作物の利用について<br>(2)常葉大学・短期大学部のホームページについて                                    |
| 講 師  | 追手町法律事務所 相川 洋介 弁護士<br>入試広報課 佐藤 明宏 係長  |
| 出席者数 | 常葉大学静岡草薙キャンパス 159 人<br>静岡瀬名キャンパス 16 人<br>静岡水落キャンパス 55 人<br>浜松キャンパス 98 人<br>合 計 328 人        |

※出席者数には、オンライン（ZOOM）による視聴者、短大部教職員も含む。

令和3年度第2回FD・SD研修会（全学共通研修会）を開催した。追手町法律事務所の相川洋介弁護士から「著作権法改正に伴う授業における著作物の利用」について、講演いただいた。著作権についての概要を説明いただいた後、令和2年度から導入された授業目的公衆送信補償金制度について確認した。授業で著作物を公衆送信する際の取扱いや授業目的公衆補償金制度に該当する例、認められる範囲など、具体的な例を挙げ研修を行った。また、授業目的公衆補償金制度に該当しない場合には、著作権者の許諾を取る必要があることを注意喚起した。

続いて、入試広報課の佐藤明宏係長からは、「常葉大学・短期大学部のホームページ」について説明があった。佐藤係長は、大学ホームページの閲覧状況について報告し、多くの高校生が進路関連情報の入手経路の一つとして大学ホームページを活用していること、外部の調査結果では高校生の全体の約46%が大学ホームページから情報をえていること報告した。このことから、大学ホームページの情報の充実が重要であり、教員の教育研究活動の情報は入学センターへ提供するよう依頼した。